

# 船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の徴収に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）附則第8条第2項において準用する法第17条第4項本文の規定に基づき、船橋市立保育園に在籍する児童の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する災害共済給付契約に係る共済掛金の負担金（以下「負担金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象児童)

第2条 負担金の徴収の対象となる者は、各年度の5月1日以後に船橋市立保育園に在籍する児童のうち、法附則第8条第2項において準用する法第16条第1項に規定する同意をしたもの（以下「児童」という。）とする。

## (負担金の額等)

第3条 負担金の額は、各年度につき、児童1人当たり240円とする。

2 市長は、前項の規定に基づき負担金の額を決定したときは、保護者に対し、船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金納入決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

## (負担金の免除等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法附則第8条第2項において準用する法第17条第4項ただし書の規定に基づき、負担金の徴収を行わないものとする。

(1) 市町村民税所得割合算額が57,700円未満の課税世帯（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等にあつては、77,101円未満の課税世帯）

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第2条第16項に規定する負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合に、年齢の高い方から数えて3番目以後の児童である者

2 前項に規定する負担金の支払の免除に関する事項を決定したときは、その旨を船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の支払の免除に関する

決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（負担金の徴収）

第5条 市長は、保護者から、負担金を徴収する。

2 負担金は、当該年度分を、原則として、口座振替により一括して徴収するものとする。

（負担金の還付）

第6条 既に納付された負担金は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市長



船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金納入決定通知書

船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金について、下記のとおりといたしましたので通知いたします。

年度分

子ども	氏名			
	生年月日		クラス年齢	
保育所名	船橋市立 保育園			
歳入科目	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金			
内容	船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金			
金額				
納期限 (口座振替の振替日)				

※振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市長



船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の支払の免除に関する決定通知書

船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の支払の免除について、次のとおり決定しましたので通知します。

年度分

子ども	氏名			
	生年月日		クラス年齢	
保育所名	船橋市立 保育園			
免除科目	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金			
内容	船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金			